

更新日:平成22(2010)年7月21日

中小企業振興資金(環境保全資金)について



関連リンク

- 現在、情報はありません。

- [1. 制度の概要](#)
- [2. パンフレット](#)
- [3. 事業認定について](#)
- [4. 利子補給について](#)
- [5. 関連するリンク](#)

1.制度の概要

千葉県では、中小企業の方々が行う環境保全の取組を支援するために環境保全資金融資を行っています。これは商工労働部経営支援課所管の千葉県中小企業振興資金の一部として取扱金融機関が融資を行います。この融資を受けた方には、千葉県が利子の一部を補助します。取扱金融機関での融資申込に先立っては、県環境政策課において融資対象事業の認定が必要になります。各種手続については、このページのパンフレット、事業認定要領、利子補給金交付要綱などをご確認ください。

2.パンフレット

環境保全資金の制度や手続についてはパンフレットをご覧ください。

- [PDF](#) [パンフレット\(PDF:190KB\)](#)

事業認定申請書及び事業計画書の様式は以下のとおりです。

- [PDF](#) [\(1\)事業認定申請書\[認定要領1号様式\]\(PDF:89KB\)](#)
- [PDF](#) [\(2\)事業計画書\(公害防止\)\[認定要領2号様式\]\(PDF:61KB\)](#)
- [PDF](#) [\(3\)事業計画書\(環境負荷低減\)\[認定要領2号様式\]\(PDF:62KB\)](#)

3.事業認定について

環境保全資金を受けることのできる対象事業及び申請手続は以下の要領に定めています。

- [PDF](#) [事業認定要領本文\(PDF:85KB\)](#)
- [PDF](#) [対象事業一覧\(PDF:157KB\)](#)
- [PDF](#) [事業認定要領様式\(PDF:121KB\)](#)

4.利子補給について

環境保全資金を受けた方は借入後5年間、取扱金融機関を通じて県の利子補給が受けられます。

- [PDF](#) [交付要綱本文\(PDF:81KB\)](#)
- [PDF](#) [交付要綱様式\(PDF:71KB\)](#)
- [PDF](#) [要綱取扱要領\(PDF:72KB\)](#)

5.関連するリンク

[経営支援課県制度融資ホームページ](#)

よくある質問

- [県政へのご意見のページ](#)

このページに関するお問い合わせ

所属課室: [環境生活部環境政策課環境影響評価・指導室](#)
電話:043-223-4138
ファクス:043-222-8044

千葉県庁 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 電話番号:043-223-2110(代表)
Copyright © Chiba Prefectural Government. All rights reserved.